

湯沢町耐震改修促進計画

令和5年3月 改訂版

新 潟 県 湯 沢 町

はじめに

湯沢町では、平成 18 年度に「湯沢町耐震改修促進計画」を策定し、県や関係団体等と連携して住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

計画の策定後、全国で大規模な地震が発生し、県内でも多くの住宅・建築物が被害を受けました。

湯沢町では、これまで、地震による住宅・建築物の被害はほとんど確認されていませんが、新潟県が実施し令和 4 年 3 月に報告書が示された「新潟県地震被害想定調査」で六日町断層帯の南部が湯沢町まで伸びていることが確認され、住宅・建築物の地震に対する安全策がさらに必要となっています。

しかしながら、人口減少が早く進む一方で、世帯分離の進行で核家族が増加し、経過年数とともに世帯主が高齢化したことによって、耐震化への意向の低下が見受けられるなど、これまでどおりに耐震診断や耐震改修を促進させていくことが、厳しい状況が見込まれています。

このように社会経済情勢が変化していく中、本計画は、いつどこで発生するかわからない地震から町民の生命と財産を守り、安全に安心して暮らせる町を実現させるため、湯沢町総合計画を最上位計画に、住宅・建築物の耐震化に関する取組について策定するものです。

今回、国の基本方針の見直しや、新潟県耐震改修促進計画の改訂を踏まえて、令和 7 年度までを計画期間とする耐震化の新たな目標や施策を示し、住宅・建築物の耐震化を計画的に推進するために改訂するものです。

目 次

第1	総則	
1.	計画の目的	1
2.	湯沢町耐震改修促進計画の位置づけ	1
3.	計画の期間	1
4.	計画の対象	
		1
第2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
1.	想定地震と被害の概要	2
2.	耐震化の現状	4
3.	耐震化の目標設定	7
第3	住宅及び特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
1.	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	9
2.	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	11
3.	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	12
4.	建築物の総合的な地震対策に関する事業の概要	12
5.	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	14
6.	特定優良賃貸住宅の空き家の活用	15
7.	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減	15
8.	建築物の安全に関する表示制度	15
第4	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及について	
1.	地震防災マップの活用	16
2.	情報提供の充実及び相談体制の整備等	16
3.	パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	16
4.	リフォームに合わせた耐震改修の誘導	17
5.	町内会等との連携	17
第5	耐震診断及び耐震改修の法令による指導等	
1.	法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携	18
2.	建築基準法による勧告又は命令等の実施	19
第6	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
1.	新潟県耐震改修促進協議会への参加	20

第 1 総 則

1 計画の目的

湯沢町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定するものです。

2 湯沢町耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、国土交通大臣が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び新潟県耐震改修促進計画を勘案するとともに、湯沢町総合計画で設定した湯沢町が目指す将来像「君と一緒に暮らす町」を目指し、湯沢町国土強靱化地域計画や湯沢町地域防災計画などとの整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとしています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度までとします。

ただし、施策の基礎資料となる新たな統計調査の実施や社会情勢の変化等に対応を図るため定期的に検証を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

4 計画の対象

本計画の対象地域は湯沢町全域とし、耐震改修の対象建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された新耐震基準を満たさない「旧耐震基準」に基づいて建築されたものとします。

なお、公共建築物については各々の施設設置者による計画に基づき耐震改修が進められるものであることから、本計画においては、町有建築物のみを対象とします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定地震と被害の概要

新潟県において2度目の「新潟県地震被害想定調査」を実施し、令和4年3月に報告書が示されました。

本計画の想定地震及び被害の概要は、「新潟県地震被害想定調査」の実施結果となります。

この調査の想定地震のうち、地震が発生した場合に湯沢町に最大の被害を及ぼすのが六日町断層帯南部です。湯沢町では建物全壊251棟、死者14名の被害が想定されています。

《想定地震》

報告書で示された想定地震では、先行調査に基づく県内の主な活断層及び津波を発生させるおそれのある海域断層等の中から、被害が甚大となると考えられる地震として内陸型6断層、海域型3断層を選定しています。

なお、想定地震は、地震防災対策を検討するために設定されたもので、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではありません。

〔想定地震の諸元〕

区分		地震の規模	長さ km	幅 km	傾斜度	上端深 km
内陸型	楡形山脈断層帯	6.40	18.0	18.0	45.0	3.0
	月岡断層帯	6.80	32.0	18.0	45.0	3.0
	長岡平野西縁断層帯	7.50	22.0	24.0	45.0	6.0
		7.50	28.0	24.0	55.0	6.0
		7.50	20.0	24.0	55.0	6.0
		7.50	16.0	24.0	55.0	6.0
	十日町断層帯西部	6.80	24.0	18.0	45.0	5.0
		6.80	10.0	18.0	45.0	5.0
	高田平野西縁断層帯	6.80	14.0	18.0	45.0	5.0
		6.80	18.0	18.0	45.0	5.0
海域型	F34(県北・山形沖)	6.80	24.0	18.0	50.0	5.0
		6.80	8.0	18.0	50.0	5.0
	F34(県北・山形沖)	7.71	71.9	19.7	45.0	6.0
		7.71	52.0	19.7	45.0	6.0
	F38(越佐海峡)	7.46	62.6	23.6	45.0	4.0
	F41(上越・糸魚川沖)	7.60	51.5	22.7	45.0	6.0
		7.60	34.1	22.7	45.0	6.0

出典：新潟県地震被害想定調査報告書

《被害の概要》

各想定地震における県全体の被害等の一覧は次のとおりです。

この中で、建物の被害については、地震動・地盤の液状化現象による被害を「建築物被害」の欄に、地震火災による焼失を「地震火災被害」の欄にそれぞれ示しています。

人的被害については、建物倒壊、地震火災、ブロック塀等による被害の合計を「人的被害」の欄に示しています。

また、上記の他に土砂崩壊や津波により、被害が拡大することが想定されます。

[内陸型の各想定地震における被害一覧]

被害想定項目	細項目	想定内容	単位	想定地震					
				橈形山脈断層帯	月岡断層帯	長岡平野西縁断層帯	十日町断層帯西部	高田平野西縁断層帯	六日町断層帯南部
建築物被害	木造建物	全壊	棟	2,225	63,824	110,471	31,798	9,087	25
		半壊	棟	18,770	105,943	195,408	71,741	34,858	134
	非木造建物	全壊	棟	114	1,840	3,950	1,416	317	945
		半壊	棟	1,491	7,403	14,694	7,235	2,394	5,629
地震火災被害	出火	全出火	件	6	90	156	48	15	25
		炎上出火	件	2	60	104	31	8	15
	延焼	焼失	棟	12	30,577	30,291	1,511	42	134
人的被害		死者	人	133	4,998	7,580	2,122	598	981
		重傷者	人	217	6,864	11,730	3,381	941	1,590
		軽傷者	人	1,880	18,930	37,179	12,607	5,534	7,800
		避難者	人	7,077	186,808	435,270	56,856	22,769	29,102

[海域型の各想定地震における被害一覧]

被害想定項目	細項目	想定内容	単位	想定地震		
				F34 (県北・山形沖)	F38 (越佐海峡)	F41 (上越・糸魚川沖)
建築物被害	木造建物	全壊	棟	18,468	31,215	39,982
		半壊	棟	96,073	45,903	79,768
	非木造建物	全壊	棟	645	666	1,798
		半壊	棟	6,318	3,915	7,373
地震火災被害	出火	全出火	件	39	46	63
		炎上出火	件	19	32	42
	延焼	焼失	棟	6,478	1,988	3,824
人的被害		死者	人	1,201	2,068	2,662
		重傷者	人	1,888	3,191	4,242
		軽傷者	人	12,238	6,162	12,734
		避難者	人	289,333	230,682	91,251

※表中の数値は、想定される人的被害が最大となる場合（冬深夜、強風時）の想定被害

出典：新潟県地震被害想定調査報告書

注1) 複数の要因により被害を受ける建物(例えば、地震動により半壊した建物で、火災により焼失するもの)の被害棟数は重複して計上してあるため、結果として被害棟数はこれらを足し合わせた数値になりません。

注2) 人的被害(死傷者、避難者)についても、建物倒壊、地震火災、ブロック塀等による被害のそれぞれで計上してあり、重複していることもあります。

2 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

令和4年の湯沢町家屋全件リストによると、町内の住宅総数は2,261戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、996戸で全体の44.1%を占めています。

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い、耐震性を有しているものを加えると1,781戸となり、湯沢町内における住宅の耐震化率は、現状で78.8%と推計されます。

住宅における耐震化率の現状 (単位：戸)

住宅総数 (a)	2,261
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	1,781
耐震化率 (c=b/a)	78.8%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	1,265
昭和55年以前に建てられたもの (e)	996
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	507
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしていると推測されるもの (g)	9
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	480

(出典：R4 湯沢町家屋全件リストから推計)

(2) 特定建築物の耐震化の現状

湯沢町内に特定建築物は181棟あります。このうち昭和55年以前に建築されたものは39棟あり、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの20棟に昭和56年以降に建築されたもの142棟を加えた、162棟が耐震性を有すると考えられます。

従って、特定建築物の耐震化率は現状で89.5%と推計されます。

特定建築物における耐震化率の現状 (単位：棟)

特定建築物総数 (a)	181
耐震性を満たすもの (b=d+f)	162
耐震化率 (c=b/a)	89.5%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	142
昭和55年以前に建てられたもの (e)	39
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	20
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	19

(3) 町有建築物の耐震化の現状

町有建築物の総棟数は48棟であり、このうち耐震性を有するものは38棟で耐震化率は79.2%です。

(木造：階数3以上又は床面積500㎡超、木造以外：階数2以上又は床面積200㎡超)

町有建築物における耐震化率の現状 (単位：棟)

町有建築物総数 (a)	48
耐震性を満たすもの (b=d+f)	38
耐震化率 (c=b/a)	79.2%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	31
昭和55年以前に建てられたもの (e)	17
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	7
耐震性がないもの又は耐震診断未実施のもの (g)	10

○ 避難所

地区	番号	避難所名	町施設	福祉 避難	孤立 集落	耐震 基準	災害使用区分		
							風水害	地震	土砂 災害
三国	1	旧三国小学校 体育館	○		○	○	○	○	○
三国	2	旧公民館浅貝分館 体育館等	○		○	○	○	○	○
三国	3	宿場の湯 休憩室・ラウンジ	○		○	○	○	○	
三俣	4	旧三俣小学校 体育館	○		○	○	○	○	○
神立	5	湯沢中学校 第2体育館	○			○	○	○	○
神立	6	芝原・荒戸地区生活改善センター 部屋2	○			○	○	○	
神立	7	七谷切地区生活改善センター 部屋2	○			○	○	○	○
神立	8	原新田ふれあい会館 和室1、ホール				○	○	○	
土樽	9	旧土樽小学校 体育館	○			○	○	○	○
土樽	10	体験工房大源太 ロビー、体験部屋他	○		○	○	○	○	○
土樽	11	湯沢町農山村生活改善センター 和室3、体育室他	○				○		
土樽	12	松川地区生活改善センター 部屋2	○		○	○	○	○	○
土樽	13	滝ノ又会館 和室2、ホール			○	○	○	○	○
土樽	14	谷後開発センター 和室2、ホール			○	○	○	○	○
土樽	15	土樽集落開発センター 和室4			○		○		○
湯沢	16	旧湯沢小学校 体育館	○			○	○	○	○
湯沢	17	湯沢町公民館 ホール、和室6	○			○	○	○	○
湯沢	18	湯沢高原ロープウェイ 休憩室他	○			○	○	○	
湯沢	19	堀切集会所 和室1				○	○	○	
三国	20	旧浅貝保育園	○	○	○	○	○	○	
神立	21	ゆのさと園		○		○	○	○	○
湯沢	22	湯沢町デイサービスセンター	○	○		○	○	○	○
土樽	23	健康倶楽部ゆざわ		○		○	○	○	○

3 耐震化の目標設定

(1) 住宅

住宅の耐震化率は、令和7年度末までに90%の達成を目標とします。

国の基本方針で、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを、全国目標とすることが示されています。県は、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するための中間的な目標値として、令和7年度末の耐震化率の目標を93%に設定しています。

住宅の耐震化率の目標

	令和2年度末	令和7年度末	令和12年度末
全 国	89%	—	おおむね解消
新 潟 県	85%	93%	おおむね解消
湯 沢 町	78.8%	90%	おおむね解消

※全国・新潟県の数値は、新潟県耐震改修促進計画による

※湯沢町の数値は、令和4年湯沢町家屋全件リストをもとに推計

(2) 特定建築物

特定建築物の耐震化率は、令和7年度末までに95%の達成を目標とします。

特定建築物の耐震化については国の基本的な方針において全国目標が示されていませんが、住宅と同様に積極的な耐震改修の促進が重要です。県では、令和7年度末の耐震化率の目標を95%に設定しています。

湯沢町においても、県と同様に令和7年度末の耐震化率の目標を95%に設定します。

住宅の耐震化率の目標

	令和2年度末	令和7年度末
全 国	91%	—
新 潟 県	89%	95%
湯 沢 町	89.5%	95%

※全国・新潟県の数値は、新潟県耐震改修促進計画による

(3) 湯沢町が所有する建築物

湯沢町が所有する建築物については、災害時に重要な役割を担う施設が多く存在することから、特に率先した耐震化の促進が必要です。

そのため、優先度を考慮して耐震化を進めた結果、地震の際に防災拠点となる建築物（庁舎及び避難所）は、すべて耐震化されました。

今後も不特定多数が使用する施設を優先した耐震化事業計画の策定や、耐震診断結果の公表などに努めます。

第3 住宅及び特定建築物の耐震診断及び 耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担

ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コスト問題のほか、信頼できる事業者が分からない等の情報不足や自分だけは大丈夫という思いもあって、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

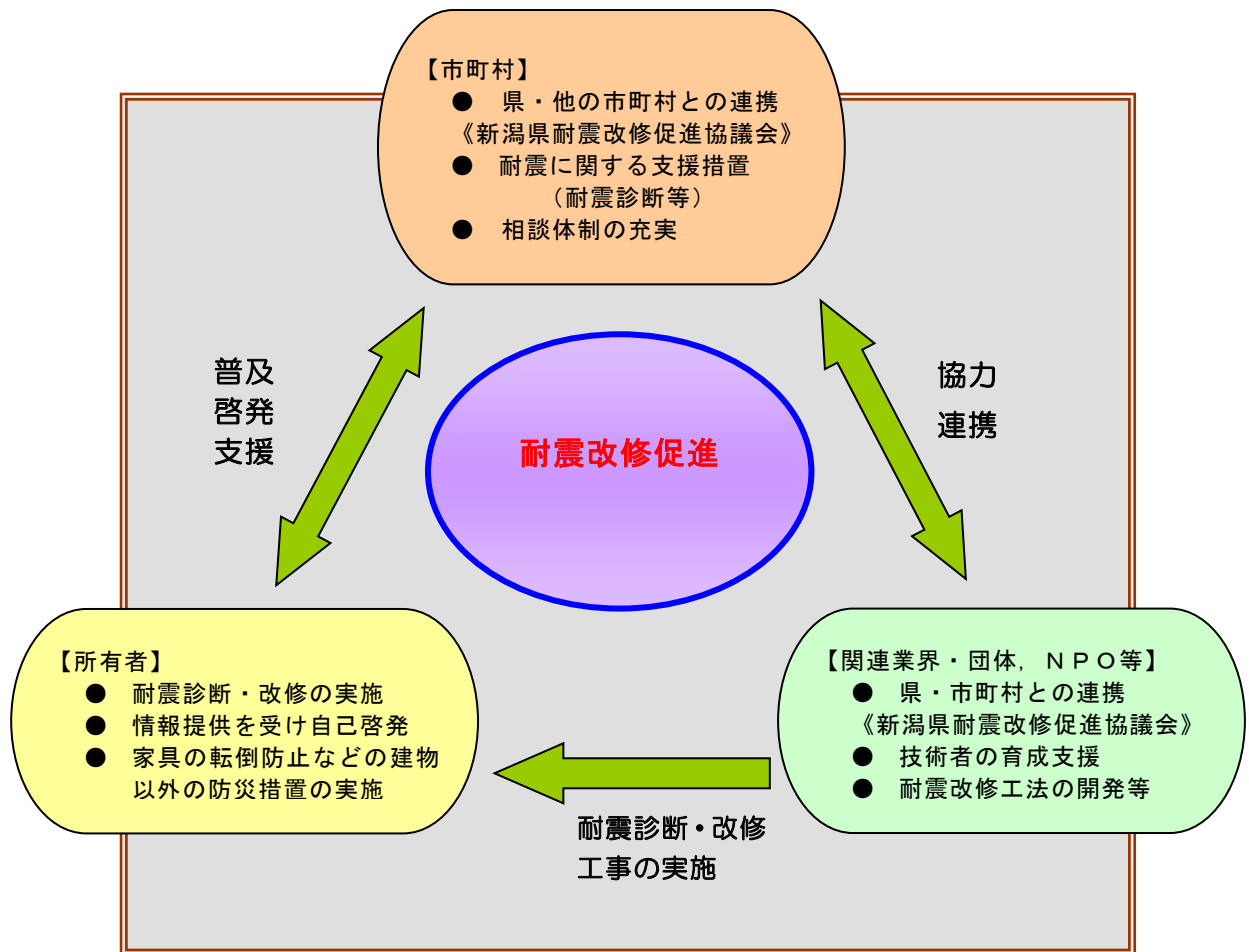
住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険への加入や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ 関係団体等

建築関係団体やNPOにあっては、町民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

ウ 町

町は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など、必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。



耐震改修の基本的な取組

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 支援制度

建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に要する費用について、次のような助成制度が用意されています。

これら制度の更なる充実及び積極的な普及・周知啓発を図り活用を促して行きます。

湯沢町木造住宅耐震診断支援事業

区分	対 象	補 助 額	補 助 要 件
耐震診断	延べ床面積 70 ㎡以下	耐震診断に要する費用 70,000 円のうち 60,000 円を補助	・昭和 56 年 5 月 31 日以前の基準で建築された木造建築物 ・一戸建ての住宅 ・町内に所在する個人所有の住宅で、現に居住の用に供している住宅
	延べ床面積 70 ㎡超～175 ㎡以下	耐震診断に要する費用 80,000 円のうち 65,000 円を補助	
	延べ床面積 175 ㎡超	耐震診断に要する費用 100,000 円のうち 80,000 円を補助	

湯沢町木造住宅耐震改修支援事業

補 助 額	補 助 要 件 等
以下 1・2 の合計で最高 65 万円	・湯沢町木造住宅耐震診断支援事業による耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満であると診断された住宅
1 耐震改修に要した費用の 3 分の 1(50 万円を限度)	
2 1 の算出額の 2 分の 1(15 万円を限度)	

(2) 関係団体の連携

建築物の耐震化を促進するため、関係団体と連携を図りながら普及啓発活動の実施や技術者の育成支援など各種の取り組み（※5）に努めます。

※5 [各種の取り組み] 「新潟県耐震改修促進協議会」（平成 19 年 7 月設置）への参加 ☆ 協議会の概要 ① 構 成：新潟県、県内市町村、目的に賛同して入会する関係団体 ② 協議会の所掌事項 a 法第 5 条第 7 項に規定する市町村耐震改修促進計画の作成の支援、指導等に関する事 b 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事 c 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事 d その他耐震化の促進に関して必要な事項

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して建築物の耐震化を適切かつ円滑に進められるように、相談体制の整備や制度等の普及啓発、耐震診断技術者の養成等に取り組みます。

(1) 耐震改修等に関する周知徹底の推進

個人住宅にあっては、全世帯を対象とした広報紙の活用や耐震に関する啓発のためのパンフレット等を配布し、耐震化を認知してもらうとともに必要性の周知についても積極的に図ります。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

新潟県耐震改修促進協議会で設置する木造住宅等の耐震診断や耐震改修等に関する相談を活用し、住民ニーズに対応します。

(3) 耐震診断技術者の養成

建築技術者に対して、木造住宅等の耐震診断及び耐震改修に必要な知識の習得を図り、住民の耐震に対するニーズに対応させるため耐震診断技術者のための講習会に参加を呼びかけ技術力向上を支援します。

4 建築物の総合的な地震対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、以下の事項を含めた総合的な地震対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止

地震時にブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり大きな被害が予想されます。このことから、建築物防災週間等の機会をとおして、通学路などを中心に危険箇所の把握・指導に努めます。

また、地域住民が自ら地域内の危険箇所の点検を行う活動を支援します。

(2) 窓ガラスや外壁・屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や外壁・屋外看板等の落下は、人的被害を発生させるだけでなく、がれきによって避難・救援活動を妨げることとな

ります。このため窓ガラス等の破損や外壁・屋外看板等の落下の危険性が認められる場合には、周知するとともに必要に応じて改修指導を行います。

(3) 天井等の非構造部材の安全確認

大規模な空間を有する建築物の天井等の非構造部材については、地震時には落下・崩壊崩落等の被害発生が想定されます。このため建築物の所有者等に定期的な点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及啓発を図ります。また必要に応じて改修指導を行います。

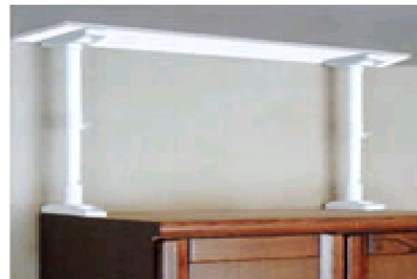
(4) エレベーターの安全対策

安全点検の励行による適正な維持管理と共に、エレベーターの緊急停止によるカゴ内への閉じ込め防止のため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込めが発生した際の対処方法等について、建築物の所有者及び利用者に周知を図ります。

(5) 家具の転倒防止

家具の転倒は、人的被害や避難・救助活動の妨げになります。このため身近な住宅内部での地震対策として、家具の転倒防止を呼びかけると共に家具の固定方法の普及啓発を図ります。

突っ張り棒タイプ



ベルト連結タイプ



5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

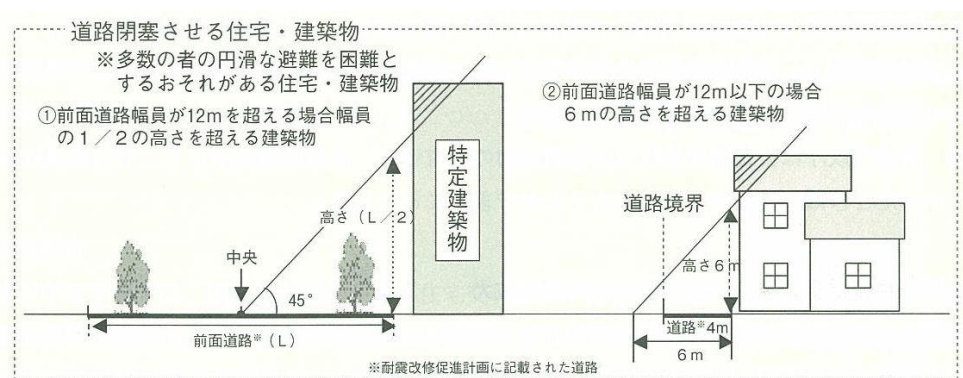
地震時には、住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実にを行うため、道路機能を確保することが非常に重要になります。

新潟県の耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき「緊急輸送道路」を新潟県地域防災計画に示す「新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき指定しています。

湯沢町では、県で指定された緊急輸送道路のうち、本町の行政区域に係る区間を「緊急輸送道路」（法第6条第3項第2号に該当する道路）として位置付けるとともに、湯沢町地域防災計画で「緊急輸送道路」として指定された路線の沿道建築物の耐震化に取り組むものとします。



地震後の道路閉塞の状況



多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件

6 特定優良賃貸住宅の空き家の活用

住宅の耐震改修工事の実施に伴い仮住居が必要となる場合、次の規定により特定優良賃貸住宅の空き家への入居を認めるものとします。

(法第5条第3項第4号)

7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の住宅について、がけ地近接等危険住宅移転事業（資料―25）を活用して移転を促進します。

(2) 宅地耐震化推進事業の活用

大規模な盛土による造成宅地では、大地震時に地滑りの崩壊を起こし、多くの宅地や建築物、公共施設等に甚大な被害をもたらすことがあります。その被害を軽減するため必要に応じて宅地耐震化推進事業を活用し宅地防災対策に努めます。

8 建築物の安全性に関する表示制度

建築物の所有者が管理者に対して防災に対する意識の向上を図ること等を目的として、法第22条の規定により認定を受けた建築物について、認定を受けている旨の表示の掲示を促進します。

第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び 知識の普及について

建築物の耐震化を図り、町民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、一般町民や建築物の所有者等に対して、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震防災マップの活用

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるように、町において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表しています。

2 情報提供の充実及び相談体制の整備等

耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため以下の取り組みを行います。

- ① 経常的な耐震診断及び耐震改修の相談窓口の設置
- ② 建築の設計、施工関係団体と連携した相談窓口の設置の検討
- ③ 木造アパートや木造共同住宅の所有者・管理者等に対する情報提供
- ④ 耐震診断、耐震改修に係る支援制度の紹介
- ⑤ 各種業界への横断的な協力要請（普及・啓発）

3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

- ① 本耐震改修促進計画の概要や耐震診断・耐震改修の支援制度に関するパンフレット等の作成及びホームページへの掲載
- ② 窓口相談や防災訓練、講習会などでのパンフレットの配布
- ③ 新潟県耐震改修促進協議会等で実施する住宅建築相談会や地震対策セミナーなどについての広報やポスター、パンフレット等による積極的な案内

④ 公的施設等におけるパンフレットの配置

4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチン・バスルームの改修等リフォーム工事に合わせて耐震改修を行うことは、費用面や施工面で効率的であることから、このタイミングに耐震改修の重要性を周知し、耐震化の誘導を図ります。

具体的には、広報や民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をみて、住民に啓発を行います。

5 町内会等との連携

大規模災害発生時には、公的機関による支援とともに、地域住民による自主的かつ組織的な活動が非常に重要になります。地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動にもつながることから、町においても啓発や必要な支援を行います。

第5 耐震診断及び耐震改修の法令による指導等

(※以下、6市の場合)

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本町においても町内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します。」

(※以下、共通)

(1) 法の定める規定

○ 指導・助言

所管行政庁(※6)は、耐震診断及び耐震改修の適格な実施のため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行います。

(法第15条第1項)

○ 指示

所管行政庁は、指導に従わなかった者のうち不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示を行います。

(法第15条第2項)

○ 公表

所管行政庁は、指示を受けた建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。

(法第15条第3項)

※6 [所管行政庁]

建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいいます。(法第2条第3項)

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法第15条第3項による公表を行なったにも関わらず、当該建築物の所有者が必要な措置を行なわなかった場合、特定行政庁（※7）は、建築基準法の規定に基づき勧告又は命令等を行います。（※以下、6市以外の場合）
「このことから、本町においても特定行政庁と連携して対応することとします。」

（※以下、共通）

○ 勧告

特定行政庁は、当該建築物が損傷・腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認めるときは、当該建築物の除却、改築、修繕等を行なうよう勧告を行います。

（建築基準法第10条第1項）

○ 命令

特定行政庁は、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合は、その勧告に係る措置をとることを命令します。

（建築基準法第10条第2項）

特定行政庁は、当該建築物が著しく保安上危険であると認めるときは、当該建築物の除却、改築、修繕等を行なうよう命令します。

（建築基準法第10条第3項）

※7 〔特定行政庁〕

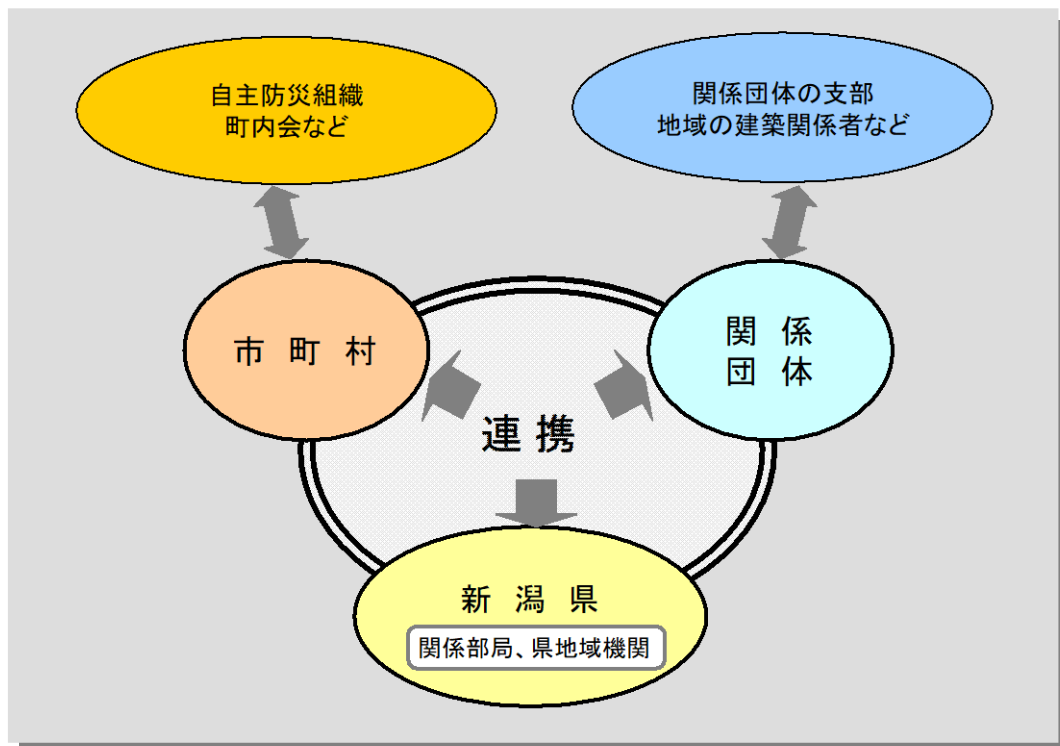
建築基準法に基づき、違反建築物に対する是正命令、不適格建築物に対する命令、用途地域内の建築制限に関する許可等を行なう権限を有する機関。建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。

（建築基準法第2条第32号）

第6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 新潟県耐震改修促進協議会への参加

本計画を実施するにあたり、県、本町以外の市町村及び関係団体等と連携し新潟県耐震改修促進協議会に参加し、耐震化を促進していきます。



新潟県耐震改修促進協議会のイメージ

（県、市町村及び関係団体が連携）